質 問 第 二 七 五 号平成二十一年四月三日提出

関する第三回質問主意書 月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に

出者 鈴木宗男

提

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に

関する第三回質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一七一第二四五号)を踏まえ、 再度質問する。

している一方で、 「大使館」の旧建物と大使公邸については、 現在も外務省とロシア連邦政府との間で協

在ロシア日本国大使館(以下、「大使館」という。)の新建物への移転が二〇〇七年三月三十日に完了

議が続けられ、更にその一部が現在車庫や倉庫、 洗車場等として使われている「大使館」の旧建物と大使

公邸につき、 現在も月額約八百三十六万円もの賃借料が支払われていることが、これまでの答弁書で明ら

かにされている。 その 「大使館」につき、 「前回答弁書」で外務省は 「今般、 旧事務所の大半を返却する

ことにつき合意した。」と答弁しているが、 右の合意はいつなされたのか説明されたい。

「前回答弁書」には 「旧事務所の大半を返却する」とあるが、 右は「大使館」の旧事務所のみを返却

大使公邸は現在のものを引き続き使用するということか。

 \equiv

「大使館」の旧事務所を返却した後、

外務省がロシア側に支払う賃借料はいくらになるか。

匹 三の新たな賃借料とこれまでの賃借料の差額はいくらか。

Ŧi. 外務省は 「大使館」 の新建物への移転が済んだ後も、 旧建物と大使公邸の取り扱いを巡り、 ロシア側と

協議を続けてきたが、 そもそも移転後、 右の協議を行うこととなった原因はなにか。 「前回答弁書」 でも

したからではないのか。確認を求める。

何ら明確な答弁がなされていないが、

右は、

外務省として、同じ大使公邸を引き続き使用することを希望

六 外務省として、 「大使館」 の新建物への移転が決まった時点で、旧建物と一体化した大使公邸ではな

新たな公邸を探すべきではなかったのか。そうすれば、新建物への移転が決まった後も、 別途賃借料

を支払う必要は生じず、 外務省として支出を更に抑制でき、 少なくとも四の差額は節約できたと考える

が、外務省の見解如何。

七 四の差額について、 例えば本日四月三日付毎日新聞朝刊は 「未使用の旧在露日本大使館 年四千四百万

円浪費 賃借契約やつと打ち切り」と、 また産経新聞は 「旧敷地の『ムダな賃貸料』ようやく決着 露の

日本大使館」、 読売新聞は 「在露大使館旧庁舎を返還、二年越し倍額賃料を解消」と、それぞれ右の様な

見出し記事で、 外務省による「大使館」 の旧建物並びに大使公邸の扱いには大きな無駄があった旨報じて

いるが、右の報道に対する外務省の見解如何。

八 考えるが、 六で指摘した様に、 外務省として、 外務省が前もって適切に対処しておけば、 同省における 「大使館」の旧建物並びに大使公邸の扱いに無駄はないと認識 少なくとも四の差額は節約できたものと

ているか。国民に対し、堂々とその旨主張できるか。

九 背任行為の定義如何。

+ 起訴休職外務事務官の佐藤優氏は、二〇〇〇年一月にイスラエルからテルアビブ大学教授のゴロデツ

キー氏夫妻を日本に招待した際と、同年四月、テルアビブ大学主催の国際学会に、

我が国の民間学者と外

務省職員を派遣した際に、 国際機関である支援委員会から法に反する形で資金を引き出すという背任行為

を行った容疑をかけられ、二〇〇二年に逮捕されたと承知するが、 確認を求める。

<u>+</u> を支払ってきたことは、 外務省として、 本来ならば少なくとも四の差額は節約できたのにもかかわらず、二年に渡りその金額 紛れもなく国民の税金の無駄遣いであり、 国民に対する背任行為に該当すると考

えるが、外務省の見解如何。

「大使館」の旧建物並びに大使公邸について当方が十一で指摘した背任行為と、現在佐藤氏が容疑を

かけられ、 係争中である背任行為は、 本質的に同じものであると考えるが、 外務省の見解如何